

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号) 1

改正案	現行
<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等という。以下同じ。）の株式を取得したもの（以下この項において「株式取得者」という。）と同条第二項第三号に規定する株式の所有関係等の永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係にあるものとして政令で定める非居住者である個人又は法人その他の団体（同条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式取得者により総株主又は総社員の議決権の数（以下「総議決権」という。）の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等</p> <p>二〇九（略）</p> <p>十 株式取得者（法人等に限る。）の役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）及び前各号に掲げる法人等の役員</p> <p>十一（略）</p> <p>十二 株式取得者（個人に限る。）の配偶者</p> <p>十三 株式取得者（個人に限る。）の直系血族</p>	<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等という。以下同じ。）の株式を取得したもの（以下この項において「株式取得者」という。）と同条第二項第三号に規定する株式の所有関係等の永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係にあるものとして政令で定める非居住者である個人又は法人その他の団体（同条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式取得者により総株主又は総社員の議決権の数（以下この項及び第五条第一項第一号ニにおいて「総議決権」という。）の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等</p> <p>二〇九（略）</p> <p>十 株式取得者（法人等に限る。）の役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）及び前各号に掲げる法人等の役員</p> <p>十一（略）</p> <p>十二 株式取得者の配偶者</p> <p>十三 株式取得者の直系血族</p>

十四 株式取得者が本邦の域外にある国又は地域の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるものである場合における当該国又は地域の他の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるもの（第一号から第九号まで及び第十一号に掲げるものを除く。）

十五 (略)

十六 前号に掲げるものを株式取得者とした場合に第一号から第十四号までに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（株式取得者及び前各号に掲げるものを除く。）

5
5
8 (略)

9 法第二十六条第二項第七号に規定する政令で定める行為は、

十四 株式取得者が我が国以外の国（その一部である地域を含む。）の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるものである場合における当該国の他の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるもの（第一号から第九号まで及び第十一号に掲げるものを除く。）

十五 株式取得者が、上場会社等の株式を所有する他の非居住者である個人又は法人等と共同して当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合（当該株式取得者及び当該他の非居住者である個人又は法人等が、投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいう。以下この条において同じ。）その他の契約に基づき、当該上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使する権限を法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるもの（当該株式取得者及び当該他の非居住者である個人又は法人等を除く。）に委任している場合（当該委任により、当該株式取得者及び当該他の非居住者である個人又は法人等が当該権利を行使できない場合に限る。）を除く。）における当該他の非居住者である個人又は法人等（前各号に掲げるものを除く。）

(新設)

5
5
8 (略)

9 法第二十六条第二項第七号に規定する政令で定める行為は、

次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 上場会社等の株式への一任運用であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使する権限が法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるものに委任され、かつ、当該委任により、委任者が当該権利を行使できないこと。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数と当該株式への一任運用をするもの(以下この号及び次条第一項第六号ロにおいて「運用者」という。)を第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等(以下この号及び次条第一項第六号ロにおいて「運用者の密接関係者」という。)がする株式への一任運用(イに掲げる要件を満たすものに限る。)の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十以上となること。

(2) 当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式について、株式への一任運用の後における運用者の保有等議決権数(株式への一任運用(イに掲げる要件を満たすものに限る。))の対象とされる上場会社等の議決権の数、直接に保有する上場会社等の議決権の数及び

次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 上場会社等の株式への一任運用であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使する権限が法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるものに委任され、かつ、当該委任により、委任者が当該権利を行使できないこと。

ロ 当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数(当該株式への一任運用をするものを第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等がする株式への一任運用(イに掲げる要件を満たすものに限る。))の対象とされる当該上場会社等の株式の数を含む。)の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十以上となること。

第五号に掲げる議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下同じ。)と当該運用者の密接関係者の保有等議決権数とを合計した議決権の数(議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。以下「純議決権数」という。)の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となること。

四

上場会社等の議決権の取得であつて、当該取得の後における当該取得をしたもの(以下この号において「議決権取得者」という。)の保有等議決権数と当該議決権取得者を第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの(法第二十六条第二項第三号に掲げる行為に該当する場合を除く。)

五

議決権代理行使受任であつて、次のいずれかに該当するものの
イ 上場会社等以外の会社(以下「非上場会社」という。)の議決権に係るもの(法第二十六条第一項各号に掲げるものが直接に保有する非上場会社の議決権に係るものを除く。)
ロ 上場会社等の議決権に係る議決権代理行使受任であつて、当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするもの(以下この号において「受任者」という。
。)の保有等議決権数と当該受任者を第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる

(新設)

(新設)

非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

六

非居住者となる以前から引き続き直接に保有する非上場会社の議決権の行使につき代理する権限を委任すること（非居住者である個人が法第二十六条第一項各号に掲げるものに委任するものであつて、次のいずれにも該当するものに限る。

第七条第一号において「議決権代理行使委任」という。）

イ 受任をするものが当該非上場会社又はその役員以外のものであるもの

ロ 受任をするものが当該非上場会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該非上場会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るもの

七

共同して上場会社等の株主としての議決権その他の権利（第三号に掲げる株式への一任運用又は第五号に掲げる議決権代理行使受任（以下この号において「株式への一任運用等」という。）をしているものにあつては、当該株式への一任運用等に係る権利を含む。以下この号において「株主等諸権利」という。）を行使することにつき、当該上場会社等の株主等諸権利を有する他の非居住者である個人又は法人等（投資一任契約その他の契約に基づき、株主等諸権利を行使する権限を法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるものに委任（当該委任により、当該株主等諸権利を行使できないものに限る。）をしているものを除く。）の同意を得ること（第七条第一号において「共同議決権等行使同意取得」という。）

（新設）

（新設）

であつて、当該同意を得たもの（以下「同意取得者」という。）の保有等議決権数、当該同意をしたもの（以下この号において「同意者」という。）の保有等議決権数及び当該同意取得者を第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるもの又は当該同意者を同項の株式取得者とした場合に同項第一号から第十四号までに掲げるものにそれぞれ該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

10 前項第三号に規定する「株式への一任運用」とは、投資一任契約その他の契約に基づき、他のものから委任を受けて株式に運用すること（その指図を含む。）をいう。

11 第九項第五号に規定する「議決権代理行使受任」とは、他のものが直接に保有する会社の議決権の行使につき当該他のものを代理する権限を受任することであつて、次のいずれにも該当するものをいう（次条及び第七条第一号において同じ。）。

一 当該受任をするものが当該会社又はその役員以外のものであるもの

二 当該受任をするものが当該会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るもの

（対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等）

第三条 法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）であつて、法第二十七条第一項及び法第五十五条の五第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併

10 前項第三号に規定する「株式への一任運用」とは、投資一任契約その他の契約に基づき、他の者から委任を受けて株式に運用すること（その指図を含む。）をいう。

（新設）

（対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等）

第三条 法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）であつて、法第二十七条第一項及び法第五十五条の五第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併

その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する対内直接投資等とする。

一 相続又は遺贈による会社の株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権の取得

二 非上場会社（国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい対内直接投資等に係る業種として主務省令で定める業種に属する事業を営んでいるものを除く。次号において「特定非上場会社」という。）の株式又は持分を所有する法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権を取得する場合における当該取得

三 特定非上場会社の株式又は持分を所有する法人の分割により分割後新たに設立される法人又は事業を承継する法人が当該株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権を取得する場合における当該取得

四 非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得（当該取得の後における当該取得をしたもの（以下この号において「株式等取得者」という。）の所有等株式等（直接に所有する非上場会社の株式の数若しくは非上場会社に出資する金額又は直接に保有する非上場会社の議決権の数と前条第九項第五号に掲げる議決権代理行使受任（同号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数を合計した純議決権数をいう。以下この号及び次条第一項第二号において同じ。）と当該株式等取得者を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式等（株式の数若しくは出

その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する対内直接投資等とする。

一 相続又は遺贈による会社の株式又は持分の取得

二 上場会社等以外の会社（国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい対内直接投資等に係る業種として主務省令で定める業種に属する事業を営んでいるものを除く。次号において「特定非上場会社」という。）の株式又は持分を所有する法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該株式又は持分を取得する場合における当該取得

三 特定非上場会社の株式又は持分を所有する法人の分割により分割後新たに設立される法人又は事業を承継する法人が当該株式又は持分を取得する場合における当該取得

四 上場会社等以外の会社（以下この号並びに次条第一項第二号及び第二項において「非上場会社」という。）の株式又は持分の取得（当該取得に係る当該非上場会社の株式の数若しくは出資の金額（以下この号及び同条第一項第二号において「株式等」という。）の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額（以下この号及び同条第一項第二号において「発行済株式等」という。）に占める割合又は当該取得をしたものが当該取得の後において所有することとなる当該非上場会社の株式等と当該取得をしたものを前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人等が所有する

資の金額又は純議決権数をいう。次条第一項第二号において同じ。）の当該非上場会社の発行済株式等（発行済株式の総数若しくは出資の金額又は総議決権をいう。同号において同じ。）に占める割合が百分の十以上となる場合の当該取得を除く。）であつて、次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得（上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式又は当該株式に係る議決権の取得を除く。）以外のもの

五 株式の分割又は併合により発行される新株若しくは当該新株に係る議決権の取得又は当該新株に係る株式への一任運用（前条第九項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）

六 特定上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。次条第一項第三号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は前条第九項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる行為

イ 当該上場会社等の各株主（外国法人等又は他の会社に限る。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数と当該株主を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲

当該非上場会社の株式等とを合計した株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合の当該取得を除く。）であつて、次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の株式又は持分の取得（上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式の取得を除く。）以外のもの

五 株式の分割又は併合により発行される新株の取得又は当該新株に係る株式への一任運用（前条第十項に規定する株式への一任運用をいう。第七条第一号において同じ。）

六 特定上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、当該上場会社等の各株主（外国法人等又は他の会社に限る。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数（当該株主を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が所有する当該株式の数を含む。）の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。次条第一項第三号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は前条第九項各号に掲げる行為

（新設）

げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が直接に所有する当該上場会社等の株式の数を合計した株式の数

ロ 当該上場会社等に係る各運用者（外国法人等又は他の会社に限る。）がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数と当該運用者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

ハ 当該上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社に限る。）の保有等議決権数（議決権代理行使受任に係る議決権の数を除く。以下この号において同じ。）と当該外国投資家を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数

七 (略)

2 法第二十七条第一項に規定する審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する対内直接投資等とする。

一 イ又はロのいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第四号まで並びに前条第九項第一号及び第三号から第七号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、本邦にあるものに限る。以下同じ。）並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える

(新設)

(新設)

七 (略)

2 法第二十七条第一項に規定する審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する対内直接投資等とする。

一 イ又はロのいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第四号まで並びに前条第九項第一号及び第三号に掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、本邦にあるものに限る。以下同じ。）並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他

ことができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）

イ・ロ（略）

二・三（略）

3
14（略）

（特定取得の届出及び変更勧告の送達等）

第四条 法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）であつて、法第二十八条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する特定取得とする。

一（略）

二 特定取得（当該特定取得をしたものの所有等株式等と当該特定取得をしたものを第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合の当該特定取得を除く。）であつて、上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式の取得に該当するもの

三・四（略）

2
11（略）

の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）

イ・ロ（略）

二・三（略）

3
14（略）

（特定取得の届出及び変更勧告の送達等）

第四条 法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）であつて、法第二十八条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する特定取得とする。

一（略）

二 特定取得（当該特定取得に係る非上場会社の株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合又は当該特定取得をしたものが当該特定取得の後において所有することとなる当該特定取得に係る非上場会社の株式等と当該特定取得をしたものを第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人等が所有する当該非上場会社の株式等とを合計した株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合の当該特定取得を除く。）であつて、上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式の取得に該当するもの

三・四（略）

2
11（略）

(技術導入契約の締結等の報告)

第六条の四 法第五十五条の六第一項の規定による報告は、技術導入契約の締結等をした日から起算して四十五日以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2 (略)

(事業所管大臣)

第七条 法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 会社（特別の法律により設立された法人を含む。）の株式若しくは持分の取得若しくは譲渡若しくは株式への一任運用若しくは議決権の取得若しくは議決権代理行使受任若しくは議決権代理行使委任若しくは共同議決権等行使同意取得又は事業目的の実質的な変更に関する事項 当該会社の営む事業の所管大臣（その子会社若しくは第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものが同号に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合又はその子会社若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定めるものが同項に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。第五号において同じ。）

(技術導入契約の締結等の報告)

第六条の四 法第五十五条の六第一項の規定による報告は、技術導入契約の締結等をした日から起算して十五日以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2 法第五十五条の六第二項に規定する政令で定める技術導入契約の締結等は、次に掲げる技術導入契約の締結等とする。

- 一 事業の経営に関する技術の指導に係る技術導入契約の締結等
- 二 指定技術以外の技術導入契約の締結等

(事業所管大臣)

第七条 法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 会社（特別の法律により設立された法人を含む。）の株式若しくは持分の取得若しくは譲渡若しくは株式への一任運用又は事業目的の実質的な変更に関する事項 当該会社の営む事業の所管大臣（その子会社若しくは第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものが同号に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合又はその子会社若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定めるものが同項に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。第五号において同じ。）

二
五
(略)

二
五
(略)